

埼玉県外科医会会則

第1条 本会は、埼玉県外科医会と称し、埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は、埼玉県医師会内におく。

第3条 本会の会員は、埼玉県医師会会員にして外科診療に従事する者及び本会が特に入会を認めた者をもって構成する。

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 外科に関する学術の調査研究並びに統計の作成資料の提供
- (2) 社会保険の普及徹底
- (3) 会員の相互連絡及び親睦
- (4) その他目的達成に必要な事項

第5条 本会に入会する者は、住所氏名を記入し、会費を添えて会長に提出するものとする。なお、引き継ぎ3年会費未納の者は、自然退会とみなすことができる。

第6条 本会に、次の役員を置き、理事会にて選出し、総会の承認を得るものとする。

会長	1人
副会長	3人
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2人
参与	若干名

(1) 会長が必要と認めたときは、埼玉県医師会長の推薦する同会役員1人を当会役員に委嘱することができる。

- (2) 会長は、郡医師会長が推薦する地区代表幹事を委嘱することができる。
- (3) 会長は、必要に応じて、委員会を設置することができる。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 参与、常任理事、理事並びに幹事は、会務を分担して処理する。

監事は、会計を監査する。

会長、副会長共に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

第9条 本会に、顧問・名誉会長を置き、会長が推薦することができる。

第10条 総会は、毎年2回会長が招集する。

2 次の事項を議決又は承認を得なければならない。

- (1) 収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項

- (3) 役員の変更に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他重要な事項

第11条 臨時総会は、役員会の議決又は会員の4分の1以上の要求があったときは会長が招集する。

第12条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集する。

次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) 会長が特に必要と認める事項

第13条 議決は、すべて出席者の過半数をもって、決しなければならない。

第14条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 本会の会費は、毎年4月に納入する。

第16条 本会の会計は、別途会計とし、年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第17条 総会及び役員会に於いて議決した事項は、埼玉県医師会長に報告するものとする。

附 則

この会則は、昭和25年4月16日から施行する。

昭和37年5月26日一部改正

昭和42年6月20日 //

昭和51年6月19日 //

昭和57年8月26日 //

平成 6年6月18日 //

令和 5年3月 4日 //